

タイ向け輸出青果物の取扱要綱

目次

1	目的	2
2	定義	2
3	認定の要件	2
4	農林水産省における認定	3
4-1	農林水産省における認定に係る手続等	3
4-2	農林水産省認定施設に係る原本証明された英文認定書の発行手続	4
4-3	農林水産省認定の有効期限	5
4-4	農林水産省認定施設の定期的な確認等	5
4-5	農林水産省認定施設の再認定手続	5
4-6	農林水産省認定施設の報告及び公表等	6
5	都道府県における認定	6
5-1	都道府県における認定に係る手続等	6
5-2	都道府県認定施設に係る原本証明された英文認定書の発行手続	7
5-3	都道府県認定の有効期間	7
5-4	都道府県認定施設の定期的な確認等	7
5-5	都道府県認定施設の報告及び公表	7
6	登録認定機関における認定	7
6-1	登録認定機関における認定に係る手続等	7
6-2	登録認定機関認定施設に係る原本証明された英文認定書の発行手続	8
6-3	登録認定機関認定の有効期間	8
6-4	登録認定機関認定施設の定期的な確認等	8
6-5	登録認定機関認定施設の報告及び公表	8
7	その他	8

1 目的

この要綱は、タイ向け輸出青果物について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第16条、第18条及び第20条に基づく適合施設の認定、第21条に基づく定期的な確認等に関する手続、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。本要綱において「法」という。）第17条第6項の規定に基づく主務大臣への報告手続並びに法第17条第7項の規定に基づく主務大臣が認定した適合施設の公表手続及び都道府県から報告を受けた適合施設の報告・公表手続を定めるものである。

2 定義

本要綱における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「タイ向け輸出青果物」とは、我が国からタイに輸出される、別表1に記載のタイ保健省告示（2017年386号）「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（本要綱において「告示」という。）に規定されている品目をいう。
- (2) 「選別及び梱包施設」とは、青果物の収穫後、施設内における選別から販売目的での梱包に至るまでの作業（外観や重量等による分類を行う選別、洗浄、商品の性状を変えない簡単な切断、梱包、開包装を伴う再梱包等を含み、加工を除く。）の全部又は一部を行う施設（単に輸送又は保管のみを行う施設を除く。）をいう。
- (3) 「認定書」とは、タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定がなされたことを証する文書をいう。
- (4) 「認定書等」とは、認定申請書、認定書（和文認定書及び英文認定書）、定期確認による認定書の有効性確認結果通知書及び原本証明された英文認定書をいう。
- (5) 「地方農政局等」とは、別表2の左欄に掲げる農林水産省の地方農政局及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局をいう。
- (6) 「地方農政局長等」とは、別表2の右欄に掲げる認定書等の発行者をいう。
- (7) 「登録認定機関」とは、法に基づく登録認定機関であって、タイ向け輸出農産物の適合施設の認定等を業務とするものをいう。
- (8) 「認定施設」とは、農林水産省、都道府県知事等又は登録認定機関がタイ向け輸出青果物の選別及び梱包について、告示第2条に定める基準に適合しているものとして認定した選別及び梱包施設をいう。また、本要綱における認定施設は、タイ保健省告示（2020年第420号）「食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管」で求められる認定施設としても認められる。
- (9) 「輸出証明書発給システム」とは、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程別表1の輸出証明書の発行の欄に掲げる各別紙のうちZZ-01をいう。

3 認定の要件

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設は、告示第2条に定める基準に適合しているものとして、次のいずれかを満たさなければならない。

- ① 告示第2条（1）附属文書2（別添1）に定める基準。なお、4の4-1（2）の監査は告示附属文書3（別添2）による記録及び基準に基づいて行うこと。
- ② 告示第2条（1）附属文書2に定める基準と同等以上の他の規格（以下のタイ食

品医薬品局のウェブサイトに掲載されているものをいう。)

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512250336010969088&name=Ex_386.pdf

4 農林水産省における認定

4-1 農林水産省における認定に係る手続等

(1) 申請

① 申請方法

農林水産省による認定を受けようとする申請者は、認定申請書（別記様式 3-1 及び 3-2）に②の提出書類を添付の上、輸出証明書発給システム、書面等により、認定を受けようとする施設が所在する区域を管轄する地方農政局長等へ申請すること。ただし、手数料を輸出証明書発給システムにて電子納付する場合は、別記様式 3-2 の提出は不要とする。

なお、申請者が郵送で認定書等を受け取ることを希望する場合、返信に要する経費は、申請者が負担すること。

② 提出書類

1 アからウまでに掲げる、申請者の存在を確認できる書類

ア 法人格を有する者 過去 6 か月以内に発行された履歴事項全部証明書の写しであって、記載事項に変更がないもの

イ 任意団体 定款等の規約及び会員名簿等

ウ 個人 次のいずれかの本人確認書類

(i) 写真が付された公的証明書（運転免許証等）の写し 1 種類

(ii) 写真が付されてない書類であって、公的機関が発行し、かつ、氏名及び住所が確認できるもの（住民票の写し、納税証明書等）の写し 2 種類

2 申請者が輸出者でない場合は、取引先からの認定書取得依頼書（別記様式 1）

3 代理人による申請の場合は、施設の責任者からの委任状（別記様式 2-1）

ただし、輸出証明書発給システムの使用に当たり、既に委任状を提出している場合であって、提出内容に変更が無いときは、添付不要とする。

③ 認定を受けることができる者の要件

農林水産省による認定を受けることができる者は、以下のアからウまでの要件を全て満たす者とする。

ア 青果物の生産を自ら行う農業者又は法人であって、その事務所（代理人の事務所を含む。）を日本国内に有すること。

イ 地方農政局等の管轄区域内において個別に選別・梱包を行う青果物の選別及び梱包施設を管理する権限を有する者であること。

ウ 当該年度及び翌年度に、タイ向けに青果物を輸出する計画を有すること。

(2) 監査

地方農政局長等は、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか、現地確認及びその他の調査を実施するものとする。地方農政局長等は、別記様式 3-1 による施設認定申請がなされた場合は、別記様式 8 により輸出・国際局長宛てに報告する。報告を受けた輸出・国際局長は、登録認定機関に監査を依頼する。登録認定機関の判定委員会又は判定員は、別添 2 に基づいて監査を行う。

申請者は、監査を受けた施設について別添 1 に定める基準に適合している旨を判定した結果が送付された際は、速やかに判定結果を申請先の地方農政局長等に提出する。

(3) 認定書の発行

地方農政局長等は、4-1 (1) により申請された施設が 3 及び 4-1 (1) ③の要件に適合していることを監査報告書等にて確認したときは、認定書（別記様式 9 の和文認定書及び別記様式 11 の英文認定書）を発行する。なお、申請者には別記様式 9 のみを発行し、別記様式 11 は原本として地方農政局等で保管する。

認定書が発行できない場合、別記様式 10 により通知する。

(4) 認定事項の変更等

認定書の記載事項に変更があった場合は、別記様式 5 に関係書類を添付し、認定を受けた地方農政局長等宛てに提出する。地方農政局長等は、申請書を受けた選別及び梱包施設について、認定を受けている品目の取扱方法に変更がないことが確認できたときは、変更内容を反映した認定書を発行する。なお、申請者には別記様式 9 のみを発行し、別記様式 11 は原本として地方農政局等で保管する。

認定の廃止を希望する場合は、別記様式 6 により認定を受けた地方農政局長等宛てに届け出る。地方農政局長等は、廃止届を受けた選別及び梱包施設について、認定を廃止する。

(5) 認定の取消し

地方農政局長等は、次のいずれかの場合に該当するときは、輸出・国際局長と協議の上、認定書等が発行しない又は認定若しくは認定書等を取り消すことができる。

- ① 申請書類等の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合
- ② 過去に発行された認定書等を不正に使用したことが判明している者（本要綱において「不正使用者」という。）、不正使用者と実質的に同一であると判断される者、不正使用者が経営する事業者等からの申請等、当該申請を行った者に発行した認定書等の適正使用が確保されないと判断される場合
- ③ 別記様式 13 及び別記様式 14 により通知された一時停止期間内に定期監査による認定書の有効性確認申請がなされない場合
- ④ 別記様式 4 による申請で、有効性が確認されなかった場合
- ⑤ その他相当の理由があると認められる場合

4-2 農林水産省認定施設に係る原本証明された英文認定書の発行手続

(1) 申請

4-1 により認定書の発行を受けた施設について、原本証明された英文認定書の発行を受けようとする場合、申請者は、別記様式 7 の申請書に次に掲げる書類等を添付し、当該施設が所在する区域を管轄する地方農政局長等に提出すること。ただし、発行申請に関する委任がない場合は、②の添付は不要とする。なお、申請者が郵送で認定書を受け取ることを希望する場合、返信に要する経費は申請者が負担すること。

- ① インボイス等の写し
- ② 委任状（別記様式 2-2）及びアからウまでに掲げる、委任先の存在を確認できる書類

ただし、輸出証明書発給システムの使用に当たり、既に委任状を提出している場合であって、提出内容に変更が無いときは、添付不要とする。

- ア 法人格を有する者 過去6か月以内に発行された履歴事項全部証明書の写しであって、記載事項に変更がないもの
- イ 任意団体 定款等の規約及び会員名簿等
- ウ 個人 次のいずれかの本人確認書類
 - (i) 写真が付された公的証明書（運転免許証等）の写し1種類
 - (ii) 写真が付されていない書類であって、公的機関が発行し、かつ氏名及び住所が確認できるもの（住民票の写し、納税証明書等）の写し2種類

(2) 原本証明された英文認定書の発行手続

地方農政局長等は、(1)により申請を受けた場合であって、提出のあった書類によりタイへ輸出されることが確認できたときは、原本証明された英文認定書（別記様式15）を申請者へ発行する。

(3) 原本証明された英文認定書の回収

原本証明された英文認定書の取消し又は施設の認定の一時停止、廃止若しくは取消しを行った場合、原本証明された英文認定書を発行した地方農政局長等は、当該認定書を速やかに回収する。なお、認定の一時停止が解除された場合、回収した当該認定書を申請者へ返還する。

4-3 農林水産省認定の有効期限

4-1により認定された施設に対する認定書の有効期限は、発行日から3年とする。
なお、原本証明された英文認定書（別記様式15）の有効期限は、認定書の有効期限日とする。

4-4 農林水産省認定施設の定期的な確認等

(1) 定期的な確認の申請手続

4-1により認定された施設は、認定書の発行日から1年を経過した日の2か月前から1か月後（閉庁日の場合は翌開庁日）まで及び認定書の発行日から2年を経過した日の2か月前から1か月後（閉庁日の場合は翌開庁日）までに、別記様式4に必要な書類を添付して認定を受けた地方農政局長等に提出し、認定書の有効性確認を受けること。申請に当たっては、輸出・国際局長が依頼した登録認定機関による定期監査を受けるものとする。

(2) 有効性確認申請の結果等の通知

地方農政局等は、(1)の有効性確認申請が行われた場合は、申請書類を審査し、別記様式12又は別記様式13により確認結果等を通知する。また、(1)に定められた期間までに有効性確認申請が行われなかった場合は、別記様式14により通知し、認定を一時停止する。

(3) 認定の一時停止の解除

(2)により認定を一時停止された施設は、一時停止期間内に(1)に準じて、定期監査による認定書の有効性確認申請を行うこと。地方農政局等は、申請書類を審査し、有効性が確認できた場合は、別記様式12により通知し、認定の一時停止を解除する。

4-5 農林水産省認定施設の再認定手続

(1) 再認定の申請手続

4-1により認定された施設は、認定書の発行日から3年を経過した日の2か月前（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）までに、認定申請書（別記様式3-1及び3-2）に4-1（1）②の提出書類を添付の上、輸出証明書発給システム、書面等により、再認定を受けようとする施設が所在する区域を管轄する地方農政局長等へ申請すること。ただし、手数料を輸出証明書発給システムにて電子納付する場合は、別記様式3-2の提出は不要とする。

（2）監査及び認定書の発行

申請があった施設に対して、4-1（2）に準じて監査を実施し、4-1（3）に準じて認定書を発行する。

4-6 農林水産省認定施設の報告及び公表等

地方農政局長等は、認定書等の発行（認定書記載事項変更申請により変更内容を反映した認定書の発行を含む。）、認定の取消し、認定の廃止状況及び4-1により認定された施設のうち、有効期限が満了となった施設を別記様式18により整理し、認定書の発行日、認定の取消し日及び認定の廃止日から5年間保存するものとする。また、別記様式17に取りまとめ、輸出・国際局長に対し翌月15日までに報告する。

農林水産省本省は、報告を受けた施設の認定、取消し及び廃止に係る情報を別記様式16により公表する。

5 都道府県における認定

5-1 都道府県における認定に係る手続等

（1）申請

都道府県による認定を受けようとする申請者は、都道府県が別に定める手続に従い、申請すること。

（2）審査

都道府県は、告示附属文書2を満たしているかどうかの確認について、告示附属文書3のチェックリスト及び基準に基づき、審査を行うこと。

なお、都道府県は、都道府県知事が適切と認める者に施設認定に係る審査の一部を行わせることができる。

（3）認定書の発行

都道府県は、審査の結果、支障がないと認めたときは、都道府県において公印を保持する課長級以上の職員を認定書署名者として認定書等（別記様式20）を発行することができる。

なお、認定書署名者をタイ側へ報告する必要があるため、認定書署名者の変更や追加等がある場合、都道府県は認定書署名者の変更の概ね1か月前までに別記様式22により、都道府県が所在する地域を管轄する地方農政局等に報告する。

（4）認定の取消し

都道府県は、以下のいずれかに該当するときは、認定の取消しを行うことができる。

- ① 1年ごとの定期的な確認の結果、認定の要件に適合しなくなったと認める場合において、施設管理者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき
- ② 施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき

- ③ 施設責任者と輸出者が同一である場合であって、その者が過去に不正な手続により輸出証明書の交付を受けたことが判明したとき
- ④ その他相当の理由があると認めるとき

5-2 都道府県認定施設に係る原本証明された英文認定書の発行手続

タイの輸入通関においては、原本証明がなされた複写を提示することが求められるため、都道府県は、別に定める手続に基づき認定書を発行する。

5-3 都道府県認定の有効期間

5-1により認定された施設に対する認定書の有効期間は3年以下の期間とする。

5-4 都道府県認定施設の定期的な確認等

都道府県は、5-1により認定された施設について、当該施設の認定書の有効期間の間、必要に応じて適合施設の定期的な確認を行う。都道府県は、都道府県知事が適切と認める者に定期的な確認を行わせることができる。

5-5 都道府県認定施設の報告及び公表

都道府県知事等は、5-1による認定、認定の取消し又は認定の廃止を行った場合、別記様式21により取りまとめ、翌月8日までに都道府県が所在する地域を管轄する地方農政局長等に報告する。

地方農政局長等は、別記様式21により都道府県から報告を受けた施設の認定、認定の取消し及び認定の廃止に係る情報及び5-1により認定された施設のうち、有効期間が満了となった施設を別記様式19に取りまとめ、輸出・国際局長に対し毎月15日までに報告する。

農林水産省本省は、報告を受けた施設に係る情報を別記様式16により公表する。

6 登録認定機関における認定

6-1 登録認定機関における認定に係る手続等

(1) 申請

登録認定機関による認定を受けようとする申請者は、登録認定機関が定める申請書又は別記様式23に係る資料を添付し、登録認定機関に申請すること。

(2) 認定書の発行

登録認定機関は、自らが定める手続に従って認定し、認定書を発行する。なお、認定番号は、JPから始まる9桁-2桁の番号を付与すること。

(3) 認定の取消し

登録認定機関は、以下のいずれかに該当するときは、認定の取消しを行うことができる。

- ① 1年ごとの定期的な確認の結果、認定の要件に適合しなくなつたと認める場合において、施設管理者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによつてもなお改善されないとき
- ② 施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき
- ③ 施設責任者と輸出者が同一である場合であって、その者が過去に不正な手続により輸出証明書の交付を受けたことが判明したとき
- ④ その他相当の理由があると認めるとき

- 6－2 登録認定機関認定施設に係る原本証明された英文認定書の発行手続
登録認定機関は、自らが定める手続に基づき原本証明された英文認定書を発行する。
- 6－3 登録認定機関認定の有効期間
6－1により認定された施設に対する認定書の有効期間は3年以下の期間とする。
- 6－4 登録認定機関認定施設の定期的な確認等
登録認定機関は、認定を受けた施設が認定の要件に適合していることを1年ごとに確認すること。
- 6－5 登録認定機関認定施設の報告及び公表
登録認定機関は、6－1による施設の認定又はその取消しを行った場合、別記様式21により取りまとめ、農林水産省に認定又は取消しを行った旨及びその施設に係る情報を報告する。
農林水産省本省は、報告を受けた施設に係る情報を別記様式16により公表する。

7 その他

地方農政局等、都道府県及び登録認定機関は、別表1に定める品目以外の我が国からタイに輸出される生鮮青果物についても、申請者の求めに応じて、本要綱に基づき選別及び梱包施設の認定及び認定証等の発行を行っても差し支えない。

注) 本要綱の作成に当たり、JETRO Bangkok作成のタイ保健省告示2017年第386号の仮訳を一部引用しています。

附 則（令和6年3月13日付け5輸国第4688号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日までにこの通知による改正前の要綱4－1（3）及び6－1（2）の規定に基づき認定された選別及び梱包施設は、この通知による改正後の要綱4－1（3）及び6－1（2）の規定に基づき認定されたものとみなす。

別表 1

タイ保健省告示第386号附属文書 1 に記載された生鮮果物又は生鮮野菜（告示第9条の適用除外を受けないものに限る）

生鮮果物	学名 (※)
バナナ (banana)	Musa spp.
栗 (chestnuts)	Castanea spp.
ドラゴンフルーツ (dragon fruit / pitaya)	Hylocereus spp.; Hylocereus undatus (Haw.) Britton & Rose ; Hylocereus megalanthus (K.Schum. ex Vaupel) Ralf Bauer; Hylocereus polyrhizus (F.A.C. Weber) Britton & Rose; Hylocereus ocamponis (Salm -Dyck) Britton & Rose; Hylocereus triangularis (L.) Britton & Rose
カンタループ(cantaloupe)、メロン(melon)	Cucumis melo L.
ランブータン (rambutan)	Nephelium lappaceum L.
蓮霧 (java apple; wax jambu; wax apple; rose apple)	Syzygium samarangense (Blume) Merr. & L.M. Perry Syn. Eugenia javanica L.
スイカ (watermelon)	Citrullus lanatus (Thunb.) Matsum. & Nakai Syn. Citrullus vulgaris Schrad.; Colocynthis citrullus (L.) Kuntze
ザクロ (pomegranate)	Punica granatum L.
グアバ (guava)	Psidium guajava L.
ナツメ (jujube, Indian)	Ziziphus mauritiana L.; Syn. Ziziphus jujube mill.
マンゴー (mango)	Mangifera indica L.
パパイヤ (papaya)	Carica papaya L.
サポジラ (sapodilla)	Manilkara zapota L.; Syn. Manilkara achras (Mill.) Fosberg; Achras zapota L.
リュウガン (longan)	Dimocarpus longan Lour.; Syn. Nephelium longana Cambess.; Euphoria longana Lam.
イチゴ (strawberries)	Fragaria × ananassa (Duchesne ex Weston) Duchesne ex Rozier
マンダリンオレンジ (mandarins)	Citrus reticulata Blanco 及び以下を含むそのハイブリッド種 Citrus nobilis Lour.; Citrus deliciosa Ten.; Citrus tangerina Hort.; Citrus mitis Blanco Syn. Citrus madurensis Lour.; Citrus unshiu Marcow

生鮮果物

ソムギヤン等のオレンジ(oranges)

梨 (pear, oriental; Chinese pear; nashi pear; sand pear; snow pear)

ブドウ (grapes)

リンゴ (apple)

生鮮野菜

ニンニク(garlic)、ラッキョウ、中国ニンニク(onion, Chinese)

ロマネスコ(Romanesco broccoli)を含むカリフラワー(cauliflower)

サボイキャベツを含むキャベツ(cabbages)

チャイブ (chives, Chinese)

ガランガル (galangal)

カイラン(Chinese broccoli; Chinese kale)

人参 (carrot)

ネギ (spring onion; onion, welsh; Japanese bunching onion;

Chinese small onion; green onion)

モヤシ (bean sprout)

ヤサイカラスウリ (ivy gourd)

キュウリ (cucumber)

ジュウロクササゲ (yard-long bean)

エンドウ(garden pea)

芽(broccoli, sprouting)及び茎を含むブロッコリー(broccoli)

バジル、カミメボウキ、スイートバジル (basil)

学名 (※)

Citrus sinensis Osbeck, *Citrus aurantium* L. これらのハイブリッド種及び*Citrus myrtifolia* Raf.; *Citrus salicifolia* Raf.

Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai; *Pyrus lindleyi* Rehder; *Pyrus nivalis* Jacq.

Vitis vinifera L.

Malus domestica Borkh.

学名 (※)

Allium sativum L. and *Allium chinense* G. Don; Syn. *Allium bakeri* Regel

Brassica oleracea var. *botrytis* L.

Brassica oleracea var. *capitata* L.

Allium tuberosum Rottler ex Spreng.

Languas galanga (L.) Stunz; Syn. *Alpinia galanga* Sw.; *Languas officinarum* (Hance) Farwell; Syn. *Alpinia officinarum* Hance *Kaempferia galanga* L.

Brassica oleracea var. *alboglabra* (L.H. Bailey) Musil

Daucus carota L.

Allium cepa L., White Portugal and *Allium fistulosum* L.

Vigna radiata (L.) R. Wilczek

Coccinia grandis (L.) Voigt

Cucumis sativus L.

Vigna unguiculata subsp. *sesquipedalis* (L.) Verdc.

Pisum sativum var. *sativum*

Brassica oleracea L. var. *italica* Plenck

Ocimum basilicum L.; *Ocimum x africanum* Lour.; *Ocimum basilicum* L.

Ocimum x citrodorum Vis.; *Ocimum minimum* L.; *Ocimum americanum* L.; *Ocimum gratissimum* L.; *Ocimum tenuiflorum* L.

ツボクサ (pennywort)

Centella asiatica (L.) Urb.

生鮮野菜

ホウレンソウ (spinach)

学名 (※)

Spinacia oleracea L.

ハクサイ (Chinese cabbage)

Brassica rapa L. subsp. *pekinensis* (Lour.) Kitam. Syn. *Brassica pekinensis* (Lour.) Rupr., *Brassica rapa* var. *pekinensis* (Lour.) Olsson

アマランサス (amaranth)

Amaranthus spp.

ヨウサイ (kangkung / water spinach)

Ipomoea aquatica Forssk.

ゴートホーンペッパー及びホットペ
ッパーを含む唐辛子(chili)

Capsicum annuum L. 辛さのある系統

パプリカを含むピーマン (peppers, sweet /peppers, bell)

Capsicum annuum var. *grossum* (Willd.) Sendt. and *Capsicum annuum* var. *longum* (DC.) Sendt.

カボチャ (pumpkins)

Cucurbita maxima Duchesne; *Cucurbita argyrosperma* C. Huber; *Cucurbita moschata* Duchesne; *Cucurbita pepo* L. and *Cucurbita pepo* subsp. *pepo*

トマト (tomato)

Lycopersicon esculentum Mill. Syn. *Solanum lycopersicum* L.

タイ茄子(Thai eggplant)

Solanum undatum Lam.

じゃが芋 (potato)

Solanum tuberosum L.

エシヤロット(shallot)

Allium cepa L. var. *aggregatum* G.Don.

(※訳注：人工) 栽培によるヤナギ
マツタケ、ブナシメジ、キクラゲ、
霊芝、椎茸、フクロタケ、シロキク
ラゲ等のキノコ類 (mushrooms)

(※訳注：人工) 栽培された *Agaricus* spp. といったもの; *Agaricus aegerita*; *Hypsizygus tessellatus* (Bull.) Singer; *Auricularia auricula* (L.) Quél.; *Ganoderma lucidum* (Curtis) P. Karst., and other *Ganoderma* spp.; *Lentinula edodes* (Berk.) Pegler; *Volvariella volvacea* (Bull.) Singer; *Tremella fuciformis* Berk.; *Auricularia polytricha* (Mont.) Sacc.; *Termitomyces* sp. 等

(※) タイ農業基準番号9045-2559、農産物分類：植物を引用

別表 2

地方支分部局	認定書等の発行者
各地方農政局	地方農政局長
北海道農政事務所	北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局	内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

別添 1

告示第2条（1）附属文書2に定める基準

1. 施設又は製造場所

施設、又は生鮮野菜若しくは果物の選別及び梱包のための場所、並びにこれらの付近は、以下の通り汚染されていないものとする。

- （1）施設の位置する場所及びその付近は、以下のように、生鮮野菜又は果物が汚染されにくい場所とすること。
 - ① 施設付近は、動物や虫の繁殖源及び各種病原菌の発生源となり得る不用な物又は廃棄物が溜まっておらず、清潔である。
 - ② 塵埃の多い区域又は場所から離れている。
 - ③ 汚らしい場所の近くでない。
 - ④ 施設の位置する場所は、ぬかるんで汚くなっていないようにし、公共排水路に排水するための排水設備を設けること。食品の製造に使用する施設が不適切な状態にある場所と近接している場合は、病気を媒介する虫及び動物、並びに粉塵及び他の汚染原因を効果的に防止し、取り除く対策又は方法を講じること。
- （2）生鮮野菜又は果物の選別及び梱包のための施設又は場所を清潔に管理し、衛生的な状態に保つこと。
 - ① 選別及び梱包のための施設又は場所の環境を整頓し、衛生的に管理及び維持すること。不用物を置かず、製品が汚染されないようにすること。作業が円滑かつ適切に行えるようにすること。
 - ② 生鮮野菜又は果物の選別及び梱包のための場所は、それぞれ居住場所と分離すること。
 - ③ 作業を実施するために適切かつ十分な照明及び換気を用意すること。
 - ④ 製造工程で生じる廃水を集め、公共排水路に排水するために、排水管又は排水路を設けること。製造工程で化学物質を使用する場合は、公共排水路に流す前に廃水処理システムを設けること。
 - ⑤ 選別及び梱包のための施設又は場所への動物及び虫の侵入、生鮮野菜又は果物との接触を防ぐ対策を講じること。

2. 製造に使用する用具、機械及び設備

選別及び梱包のための用具、機械及び設備は、以下のように、衛生的な運用ができるよう設計及び設置され、汚染を引き起こさず、清掃及び保守が簡単にできること。

- （1）用具、機械及び設備は、生じ得る汚染を考慮してデザイン、設置されており、用具、設備及び設置場所が簡単かつ全面的に清掃可能であること。
- （2）生鮮野菜又は果物と接触する設備又は用具は、消費者に害を及ぼすような反応を食品と起こさない素材で作られ、かつ簡単に清掃できるようにすること。
- （3）生鮮野菜又は果物と接触し、作業で使用するテーブル又は作業面は、錆びない素材で作られており、簡単に清掃でき、かつ消費者の健康に害を及ぼすような反応を起こさないようなものとし、簡単に清掃できる位置に置くこと。作業の実施に適切な高さで設置するか、生じ得る汚染の予防策を講じること。

3. 製造工程管理

適正な衛生原則に基づき、製造の全工程を管理すること。物理的、化学的、生物学的な危険の管理（訳注：hazard control）を行うこと。栽培地又は集荷地から生鮮野菜又は果物を受け取る段階から、容器による梱包、搬送（訳注：conveying）、下準備、洗浄、選別、カット又はトリミング、梱包、保管及び輸送（訳注：transportation）に至

るまで、以下のように、物理的・化学的・生物学的な危険を管理すること。

- (1) 以下に定める基準に従う生鮮野菜又は果物を原料として選ぶこと。
 - ① 原料となる生鮮野菜又は果物は、栽培時の化学物質使用管理システムを備えた栽培地又は圃場から入荷すること。
 - ② 原料となる生鮮野菜又は果物の出荷者である農業者のリストを設けること。
 - ③ 生鮮野菜又は果物の収集者又は調達者のリストを設けること（収集者又は調達者がいる場合）。
- (2) 生鮮野菜又は果物と直接に接触する梱包容器は、清潔で、毒性のない素材から作られたものとする。過去に有害物質又は毒物の梱包に使われたことがなく、使用前に適切に清掃されたものとする。
- (3) 原料となる生鮮野菜又は果物及び梱包容器は、汚染を防ぎ、腐敗を最小限に抑えるような状況で、適切に保管すること。効率的なローテーション使用を行うこと。
- (4) 原料となる生鮮野菜又は果物について、定期的な化学物質の残留検査を行うための方策を講じること。当該定期検査は、簡易キット（訳注：タイ政府発行の仮英訳ではハイスループットスクリーニングキット）を使用することも考えられる。年に1回以上は、認証された分析機関で確認を行うこと。
- (5) 原料となる生鮮野菜又は果物の選別及び梱包、並びに生鮮野菜又は果物及び梱包容器の搬送及び保管においては、食品の汚染及び腐敗の予防策を講じること。
- (6) 生鮮野菜又は果物製品を輸送する場合は、汚染及び腐敗を効果的に予防できるように輸送すること。
- (7) 選別及び梱包の工程は、特定種類の野菜又は果物の選別及び梱包に関する基準又は適切な手順に適合するように、厳密な管理を行うこと。
 - ① 製造工程で食品添加物を使用する場合は、保健省告示「食品添加物」に従うこと。
 - ② 生鮮野菜又は果物の洗浄に化学物質を使用する場合は、適切な種類の化学物質を選び、残留物の定期的な検査手段を設けること。
- (8) 洗浄過程で使用される水若しくは氷、又はそのまま食べる（訳注：ready-to-eat）生鮮野菜若しくは果物に接する水若しくは氷は、必要に応じて調整された使用目的に応じた清浄水とし、衛生的に保管及び使用すること。
- (9) トレーサビリティのために、製造ロット又は製造日を特定又は明記すること。
- (10) 検査及びトレーサビリティのために、取得する生鮮野菜又は果物、製造で使用する化学物質、製造工程管理、及び最終製品に関する記録又は情報について、以下の通り取得し保持しておくこと。
 - ① 原料の収集者、調達者、又は出荷農業者のリスト
 - ② 生鮮野菜又は果物の受取り記録
 - ③ 製造工程管理の記録
 - ④ 水質の検査分析の記録
 - ⑤ 製造の種類及び量並びに販売に関する記録
 - ⑥ 良質かつ安全な生鮮野菜又は果物を原料として選別したことを示す、基準保証書（訳注：基準に適合していることを証する書類）
 - ⑦ 関係する保健省告示に基づく製品品質の検査分析結果報告書

4. 衛生設備

生鮮野菜又は果物の選別及び梱包工程に影響し得る各種要因について、以下のように管理手段を設けること。

- (1) 製造施設内で使用する水は、清浄水とし、必要に応じて適切に水質処理を行うこと。
- (2) 蓋付きのごみ容器を十分な数用意し、適切なごみ処理システムを備えること。

- (3) 手洗器を室外に備えたトイレを作業員に対して十分な数備えること。適切で衛生的な手洗い及び手の乾燥に係る機器を備えること。これらの機器は効果的に機能するようにし、製造場所とは別の場所に設けるか、製造場所に直接開放されていないようにすること。
- (4) 製造場所内の適切な位置に手洗器を十分な数だけ備えること。適切で衛生的な手洗い及び手の乾燥に係る機器を備えること。これらの機器は効果的に機能するようにすること。
- (5) 排水及び汚物処理のために効果的かつ適切な手順を確立すること。

5. 保守及び清掃

- (1) 施設及び場所を定期的に清掃し、清潔で衛生的な状態に保つこと。
- (2) 製造用の用具、機械及び設備を定期的に清掃し、使用できる状態にしておくこと。
- (3) 清掃又は衛生状態の維持に使用する化学物質の保管は、適切かつ安全に隔離して行うこと。化学物質名を表示するラベルを設けること。

6. 人事及び作業員の衛生状態

- (1) 製造場所で働く作業員は、タイの省令で定める伝染病若しくは厄介な病気に罹っておらず、又は製品を汚染するかもしれない切り傷を負っていないようにすること。
- (2) 製造過程において、食品、食品の原料、食品と接する面のいずれかに直接触れる作業員の全てが、以下の通り衛生状態を保つこと。
 - ① 清潔で作業にふさわしい服を着る。長衣を使用する場合は清潔にすること。
 - ② 汚染を防ぐため、特定の場所専用の靴に履き替え、又は製造場所に向かう前に靴を消毒液に浸すなど、製造場所です使用する靴の適切な管理策を設ける。
 - ③ 作業時には、アクセサリを身に付けず、常に手や爪を清潔にしておく。
 - ④ 作業開始前、汚れが移る物に触った後、化粧室及び便所の使用後は、毎回手を洗う。
 - ⑤ 作業時には、清潔な帽子、頭髮用スカーフ又はネットで髪の毛を覆う。

別添 2

告示第 2 条（1）附属文書 3 に定める施設の検査のための
チェックリスト及び評価結果に係る基準

1. 特定生鮮野菜又は果物を選別及び梱包するための施設の検査のためのチェックリスト

日付.....時刻.....において、食品法B.E. 2522（1979
年）第43 条に基づき任命された担当当局として、.....氏は、事業者名
又は許可取得者名.....の.....という食品製造施
設の検査を実施します。

施設の住所.....

食品製造許可証／食品製造施設登録番号.....

許可を得る予定／許可された食品の種類.....

検査の目的： ☐ 許可取得のため 馬力.....HP 従業員.....名

（選択） ☐ モニタリングのため

☐ その他.....

検査回数.....回目

重要度	チェックポイント	良い 2	普通 1	悪い 0	得点	備考
	項目 1. 施設の位置する場所及び施設					
	（1）施設の位置する場所、施設及びその付近					
0.25	①未使用品が置かれていない					
0.25	②廃棄物が置かれていない					
0.25	③濃い埃や煙がない					
0.25	④危険物がない					
0.25	⑤家畜の飼育小屋やペン、養畜場所がない					
0.25	⑥汚濁水がない					
0.25	⑦廃水を施設外へ排水する排水管や排水路が 設けられている					
	（2）選別又は梱包のための施設又は場所					
1.0	①清潔で、衛生的かつ整頓されている状態と なっており、不必要なものがない					
1.0	②選別及び梱包のための場所は居住場所と分 離されている					
0.25	③照明は作業を行うのに十分である					
0.25	④換気は作業を行うのに適切である					
0.25	⑤公共排水路に廃水を流すための排水管又は 排水路が設けられている					

1.0	⑥施設又は製造場所への動物及び虫の侵入、生鮮野菜又は果物との接触を防げるようになっている					
項目 1 の割当合計点 =					11	点
取得した特点の合計 =						点 (.....%)
	項目 2 製造における設備及び用具					
1.0	(1) 簡単でくまなく清掃ができるようになっている					
1.0	(2) 表面はなめらかで、錆がつかず、毒性がなく、耐腐食性があり、清潔な状態である素材でできている					
1.0	(3) 生鮮野菜又は果物と接触するテーブル又は作業面は、錆びず、毒性がなく、耐腐食性がある素材で作られている。床に接することがないように置かれているか、汚染を防止するための措置がとられている					
1.0	(4) 簡単かつ全面的に掃除ができるような位置に配置されている					
1.0	(5) 十分な数がある					
項目 1 の割当合計点 =					10	点
取得した特点の合計 =						点 (.....%)
	項目 3 製造管理					
	(1) 入荷する生鮮野菜又は果物					
2.0(M)	①栽培地は、栽培における化学物質の安全管理に係るシステムを導入していると証明できるものがある					
1.5(M)	②農業者のリストがある					
0.5	③収集者又は調達者のリストがある（収集者又は調達者がいる場合）					
0.75	④簡易検査キットを使用し、分析機関によって、定期的な化学物質の残留検査が行われている					
0.5	⑤衛生的に保管され、効率的なローテーションにより使用されている					
	(2) 梱包容器					
0.5	①清潔で毒性がなく食品を包含するのに適した素材で作られている					
0.5	②衛生的に保管されている					
0.5	③必要に応じて使用前にきれいにされている					

	(3) 洗浄、選別、トリミング、表面加工（場合による）及び梱包					
0.5	①選別及び洗浄（場合による）が行われている					
0.5	②衛生的にトリミングが行われている					
1.5(M)	③使用されている食品添加物は関連規制に従っているか、洗浄に化学物質が使われており残留検査が定期的に行われている（訳注：「又は」になっているが両方満たす必要があると考えられる）					
0.5	④衛生的な梱包の実施が管理されている					
0.5	⑤梱包された製品は衛生的に保管されている					
0.5	(4) 製造過程において、原料、梱包容器、製品の搬送は、汚染を引き起こしたり、食品を腐らせないように行われている					
	(5) 製造に使用する水及び氷					
0.5	①適切に処理されたものとなっており、品質と安全性が使用目的に合致している					
0.5	②衛生的に保管、配分及び使用のための取り扱いがされている					
	(6) 製品					
1.5(M)	①製品にバッチ又は製造日が記載されている					
0.5	②不適切なものは分けられているか、捨てられている					
0.5	③汚染及び腐敗が起こらないよう適切な状態で保存及び輸送が行われている					
	(7) 記録及び報告は最低 1 年間保管すること					
0.15	①生鮮野菜又は果物の農業者、収集者又は調達者のリスト					
0.1	②生鮮野菜又は果物の受取記録					
0.1	③製造工程管理、食品添加物の使用、洗浄用の化学物質使用、選別及び梱包に係る記録					
0.1	④販売情報を含む製造種類及び量を示す記録					
0.1	⑤栽培時の化学物質使用管理システムに関する基準に適合していることを証する書類					
0.1	⑥入荷する生鮮野菜又は果物について、簡易検査キットを使用した化学物質の残留検査の結果					
0.1	⑦入荷する生鮮野菜又は果物について、少なくとも年に 1 回、標準的な分析機関が行った化学物質の残留検査の結果					

項目 3 の割当合計点 =					30	点
取得した特点の合計 =						点 (.....%)
	項目 4. 衛生設備					
1.0	(1) 施設で使用する水は清浄水である					
0.5	(2) 蓋つきのごみ容器が十分に備えられており、適切なごみ処理システムがある					
0.5	(3) 排水及び汚物処理を行う効果的で適切な手順が確立されている					
	(4) トイレ及びトイレ外の洗面台					
0.5	① トイレは製造場所からは分離されているか、又は製造場所に直接開放されていない					
0.5	② トイレは使用できる状態であり清潔である					
0.25	③ 作業員数に応じた十分な数のトイレが設置されている					
0.5	④ 洗面台に石鹼又は消毒液及び手を乾燥させる設備が備えられている					
0.5	⑤ 洗面台及び関連設備は使用できる状態であり清潔である					
0.25	⑥ 作業員数に応じた十分な数の洗面台が設置されている					
	(5) 製造場所における洗面台					
0.5	① 石鹼又は消毒液及び手を乾燥させる設備が備えられている					
0.5	② 機能しており清潔である					
0.5	③ 作業員数に応じた十分な数が設置されている					
0.5	④ 適当な場所に設置されている					
項目 4 の割当合計点 =					13	点
取得した特点の合計 =						点 (.....%)
	項目 5. メンテナンス及び清掃					
1.0	① 施設、又は選別若しくは梱包のための場所の定期的な清掃手順又は手段がある					
1.0	② 製造のための設備、機械及び用具は定期的に清掃され、使用できる状態である					
1.0	③ 薬品保管所はきれいに分けられ、安全でちゃんと薬品容器に名前を表示すること					
項目 5 の割当合計点 =					6	点
取得した特点の合計 =						点

						(.....%)
	項目 6. 作業員及びその衛生状態					
1.0	(1) 製造場所で働く作業員は、傷口の開いた切り傷・怪我、又は疾病を負っておらず、省令で定める伝染病に罹患していない					
	(2) 食品に接する作業員は以下を順守している					
0.5	①長衣又はエプロンを含む清潔な服を着用する					
0.5	②製造現場における靴の管理方策が適切に実行されている 例：靴を履き替える、又は消毒液に靴を浸す					
0.5	③アクセサリや宝石を着けていない					
0.5	④爪は短く清潔である					
0.75	⑤手を清潔にし、作業前には毎回手を洗う					
0.5	⑥作業中はネット帽子又は頭髮用スカーフで髪の毛を覆う					
0.25	(3) 食品製造施設において不適切な行動や振る舞いが禁じられていることを従業員及び作業員に伝える警告文が示されている					
0.5	(4) 製造に無関係だが製造場所に入る必要がある者に関しての対策又は予防策が講じられている					
項目 6 の割当合計点 =					10	点
取得した特点の合計 =						点 (.....%)

検査結果

1. 合計得点 (全項目) = 80 点

取得した得点 (全項目) = 点 (.....%)

2. ☐ 合格

☐ 以下の理由で不合格

☐ 項目 1 ☐ 項目 2 ☐ 項目 3 ☐ 項目 4 ☐ 項目 5 ☐ 項目 6

☐ 重大な欠陥の確認

☐ 1. 入荷する生鮮野菜又は果物は、栽培における化学物質の安全な管理に係るシステムを有する栽培地から受け取っている (項目 3.1.1)

☐ 2. 出発原料として使用される生鮮野菜又は果物を供給する農業者のリストの整備 (項目 3 (1) ②)

☐ 3. 食品添加物に関する保健省告示に適合しない、生鮮野菜若しくは果物の洗浄のための化学物質の使用又は食品添加物の使用 (項目 3 (3) ③)

☐ 4. トレーサビリティのための製造バッチ又は製造日の非表示 (項目 3 (6)

①)

☐ 確認されたその他の欠陥例.....
.....

3. 検査結果メモ

検査結果の総まとめ.....
.....
組織内における変更.....
.....
認証・証明に関するルール又は基準への適合（証明書、証明、認証マーク及び認証マークに関するシステムの表示又は言及を含む。）（ある場合）.....
.....
前回の検査において確認された欠陥についてとった対応（ある場合）.....
.....
良い点.....
.....
.....
改善に向けた観察点と機会.....
.....

検査人の意見

- ☐ 承認（認定） / 維持 / 許可書の更新（許可書）を提案することが妥当である
☐ その他（特定する）.....

4. 担当当局によりこの度行われた施設の検査において、申請者/許可取得者の財産が紛失したり、破損したりすることはありませんでした。本書類の内容については、読み上げ、正しいことが確認されたので、担当当局の前で本書類の末尾であるここに署名を行います。

備考：修正（訳注：改善）については、日付 までに担当当局に報告することを見込んでいます。

（署名）.....（申請者/許可取得者/代表）

（署名）.....（担当当局）

2. 特定生鮮野菜又は果物を選別及び梱包するための施設の検査の評価結果に係る基準

(1) 得点を決定するにあたり、以下のとおりの3段階がある。

段階	説明	点数
良い	2017 年保健省告示第 386 号「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」添附に規定されている基準に適合している。	2
普通	2017 年保健省告示第 386 号「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」添附に規定されている基準に適合しているが、許容できる欠陥がある。(訳注：これらの欠陥については、) 食品汚染の予防策が講じられており、又は欠陥が特定野菜若しくは果物の安全性に直接影響を与えないようになっている。	1
悪い	2017 年保健省告示第 386 号「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」添附に規定されている基準に適合していない。	0

(2) 計算方法

① 各項目で取得した得点の計算は下記の式を使用して行う。

取得した得点の合計 = 各小項目の重要度 × 得点

各項目において取得した得点の割合 = $\frac{\text{取得した得点の合計}}{\text{各項目の最大得点}} \times 100$

② 特定野菜又は果物の選別及び梱包施設が該当しない項目、作業が行われていない特定の小項目がある場合は、当該小項目の得点は除外し、それに応じて項目に割り当てられた得点も減らすこととする。例えば、水又は氷が洗浄に使われていなかったり、生鮮野菜や果物に触れることがなかったりする場合である。

③ チェックリストの「備考」欄は、検査官が観察した情報や根拠を記録するためのものである。特に「普通」又は「悪い」といった評価のもととなる情報や観察事項は、理由と一緒に記録することとする。全6項目の評価が終わった後も、備考欄は、検査を忘れないようにし、良い取組を促し、次の検査でフォローアップを行うためにも役に立てることができる。加えて、備考欄の情報は、製造者に提案を行う際、又は製造者を称賛する際にも使用でき、担当官について、法的行動のための検査官というよりも、メンターや相談相手というような印象を持たせることもできる。

(3) 重大な欠陥 (Major Defect) とは、以下のとおり、特定生鮮野菜又は果物について、消費するのに安全ではないような汚染を引き起こす可能性があるリスクにつながる欠陥をいう。

① 良質で安全な原料として使用される生鮮野菜又は果物を選択するため、下記の基準について従うこと。

(i) チェックリストの項目3 (1) ① のとおり、野菜及び果物は、栽培時の化学物質使用管理システムを備えた栽培地又は圃場から取得したものであること。

(ii) チェックリストの項目 3 (1) ②のとおり、原料を供給する農業者のリストを作成すること。

② チェックリストの項目 3 (3) ③のとおり、食品添加物、生鮮野菜又は果物の洗浄用の化学物質を使用する場合は、保健省告示「食品添加物」に基づく要件に従うこと。

③ チェックリストの項目 3 (6) ①のとおり、トレーサビリティのため、バッチ又は製造日を記載又は言及すること。

④生鮮野菜又は果物の消費を安全でなくす可能性があるとして検査官により認められたその他の欠陥

(4) 検査結果の受理

「合格」となる検査結果は、各項目及び全項目での取得得点の割合が 60%を超えており、重大な欠陥がないものとする。

別記様式 1

年 月 日

〇〇〇〇殿

名称 〇〇〇〇
代表者職名 〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇 〇〇

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定書の取得依頼書

貴殿が生産する〇〇〇（品目を記載）をタイ王国へ輸出するので、タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定書の取得を依頼します。

別記様式 2 - 1

年 月 日

北海道農政事務所長

〇〇農政局長

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

宛

事業者名

所在地

代表者名

委任状

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、農林水産省によるタイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定について、施設認定の申請手続に係る権限を下記のとおり委任いたします。

記

委任期間 年 月 日 ～ 年 月 日

委任先

事業者名：（注：個人の場合は氏名）

所在地：

代表者名：（注：代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名）

年 月 日

北海道農政事務所長
〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 宛

事業者名
所在地
代表者名

委 任 状

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、農林水産省が発行するタイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設の原本証明された英文認定書について、発行申請手続に係る権限を下記のとおり委任いたします。

記

委任期間 年 月 日 ～ 年 月 日
（注：期間は3年以内とし、今回の申請に限り委任する場合、記載は不要とする。）

委 任 先

事業者名：（注：個人の場合は氏名）
所在地：
代表者名：（注：代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名）

（注）委任期間中であれば、次回以降の申請は、本委任状の写しで代えることができる。

年 月 日

北海道農政事務所長	}	宛
〇〇農政局長		
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長		

(申請者)

事業者名

所在地

代表者名

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定申請書

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定について、下記のとおり申請します。

記

施設名 (英語表記併記)	所在地及び連絡先* (所在地については英語表記併記)	品目名 (英語表記併記)

(添付書類)

- ・生產品目、施設の所有権又は利用権、実施している選別及び梱包作業内容並びにタイ向け輸出計画（自ら輸出実施の有無）（別添）
 - ・申請者の存在を確認できる書類（本要綱 4 - 1 の（1）の② 1 に掲げる書類）
 - ・取引先からの認定書取得依頼書（別記様式 1）（申請者が輸出者でない場合）
 - ・登録認定機関が行った監査の判定結果（後日送付すること）
- *電話番号、E-mailアドレス、担当者氏名及び役職名を記載

(別添)

○生産概要

生産品目 () 自家・法人※いずれかを○で囲む

生産品目 () 自家・法人※いずれかを○で囲む

生産品目 () 自家・法人※いずれかを○で囲む

○施設の概要

施設の所有者 () 名義：申請者・法人

※いずれかを○で囲む

○作業の概要

生産品目 ()

選別：1次選別、2次選別、最終選別、未実施

梱包：実施、未実施 ※いずれかを○で囲む

その他 ()

生産品目 ()

選別：1次選別、2次選別、最終選別、未実施

梱包：実施、未実施 ※いずれかを○で囲む

その他 ()

生産品目 ()

選別：1次選別、2次選別、最終選別、未実施

梱包：実施、未実施 ※いずれかを○で囲む

その他 ()

○タイ向け輸出計画

[タイ王国向け輸出の概要]

() 申請者(法人)自ら実施

() 取引先事業者が実施

【記載例】

品目		令和○年度	令和○年度	取引先業者
いちご	金額 (単位：千円) 量	100千円 300kg	100千円 300kg	〇〇株式会社
ぶどう	金額 (単位：千円) 量	〇〇〇千円 〇〇〇kg	〇〇〇千円 〇〇〇kg	
	金額 (単位：千円) 量			

- *金額及び数量については見込みで可（取引先事業者に依頼している場合は取引先業者へ販売した数量のうちタイ向けと想定される数量を記載すること）。
- *金額については推定でも可。

○監査希望時期

【記載例】 ○○○年○月中旬

別記様式 3 - 2

年 月 日

北海道農政事務所長
〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 宛

(申請者)

事業者名
所在地
代表者名
申請番号※

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設の認定手数料に係る収入印紙の貼付

収入印紙貼付欄
(20,900円分の収入印紙を貼付して下さい)

※ 輸出証明書発給システムにより申請する場合にのみ記載すること。

別記様式 4

年 月 日

北海道農政事務所長

〇〇農政局長

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

宛

(申請者)

事業者名

所在地

代表者名

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定書の定期確認による有効性確認申請書

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定書の定期確認による有効性確認について、下記のとおり申請します。

記

認定 書発 行年 月日	認定番号 (Declaration Number)	施設名 (英語表記併記)	所在地 及び連絡先* (所在地につい ては英語表記を 併記)	品目名 (英語表記併記)	定期監 査を受 けた日
年 月 日					

(添付書類)

登録認定機関が行った定期監査の判定結果 (適合となっているもの)

*電話番号、E-mailアドレス、担当者氏名及び役職名を記載

別記様式 5

年 月 日

北海道農政事務所長
 ○○農政局長
 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

宛

(申請者)

事業者名
 所在地
 代表者名

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定書の記載事項変更
 申請書

年 月 日付け○○○号（認定番号○○*）により認定されました下記の
 施設について、内容変更がありましたので下記のとおり申請します。

記

認定書発行 年月日	認定番号*	施設名 (英語表記併記)	品目名 (英語表記併記)
年 月 日			
変更内容			
・取扱品目の縮小			

* Declaration Numberを記載

別記様式 6

年 月 日

北海道農政事務所長
〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

宛

(申請者)

事業者名
所在地
代表者名

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定の廃止届出書

年 月 日付け〇〇〇号（認定番号〇〇*）により認定されました下記の施設について、認定の廃止を届け出ます。

記

認定書発行 年月日	認定番号*	施設名	品目名
年 月 日			

* Declaration Numberを記載

別記様式 7

年 月 日

北海道農政事務所長
〇〇農政局長 宛
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

事業者名
所在地
代表者名

(上記代理人)
事業者名
所在地
役職・氏名

担当者氏名
電話番号
E-mail

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る原本証明された英文認定書の発行申請書

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る原本証明された英文認定書について、下記のとおり申請します。

記

認定書発行年月日：
認定番号（Declaration Number）：
施設名（英語表記併記）：
所在地（英語表記併記）：

品目名：
インボイスの番号：
数量・重量：
出発地名：
到着地名：
出港日：
船便名・航空便名：
輸出業者の名称及び所在地：
輸入業者の名称及び所在地：

(添付資料)

・インボイスの写し

別記様式 8

番 号
○年○月○日

輸出・国際局長 殿

北海道農政事務所長
○○農政局長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

令和○年度地方農政局等によるタイ向け輸出青果物の選別及び梱包
施設に係る認定申請書の提出について

令和○年度地方農政局等によるタイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係
る認定申請書の提出が別添の者からあったので報告します。

(別添) タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定申請者一覧

〇〇農政局

通し 番号	施設 名	所在 地	連絡 先	TEL	Email アドレス	証明希望 品目	監査希望 時期	生産品 目・(自 家・法人)	施設所有 者・名義	実施して いる作業 の概要	タイ向け 輸出実施 者	輸出計画				取引先 業者	証明書取 得依頼文 書の有無
												品目	令和 年度 (申請年度)		令和 年度 (申請翌年度)		
													単位:千円	単位:kg	単位:千円	単位:kg	

別記様式 9

番 号
○年○月○日

申請者 殿

北海道農政事務所長
○○農政局長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定書

下記の施設が、タイ王国保健省告示（2017年第386号）第2条が求める基準に適合していることを証します。

記

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 品目名
- 4 認定番号（Declaration Number）

監査日

有効期限

参考）○年○月○日～○年○月○日（＊認定書の発行日から1年を経過した日の2か月前から1か月後（閉庁日の場合は翌開庁日を記載））までの期間に「タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定書の定期確認による有効性確認申請書」の提出をお願いします。

別記様式10

番 号
○年○月○日

申請者 殿

北海道農政事務所長
○○農政局長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定書の発行について

○年○月○日付けで申請があった下記の施設については、認定書を発行しないことを通知いたします。

記

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 品目名
- 4 理由

監査日：

**CERTIFICATION OF COMPLIANCE
WITH THE CRITERIA OF EXPORTING
FRESH FRUITS AND VEGETABLES TO THAILAND**

Declaration Number _____

Details of the sorting and packing facility

1. Name of the Facility:
2. Address:
3. Name(s) of commodity(-ies):

The undersigned competent official certifies that this facility as above has been audited by (organization name) and complies with the required level prescribed by the Notification of the Ministry of Public Health of Thailand Number 386, B.E. 2560 (2017) for the production process, equipment and utensils for production and storage.

Date of Auditing:

Date of Issue:

Date of Expiry: (three years after the date of issue)

Name of Certifying Official and Title:

Official seal (Stamp) of organization:

番 号
〇年〇月〇日

申請者 殿

北海道農政事務所長
〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定の定期確認による
認定書の有効性について

〇年〇月〇日〇〇において申請のあったタイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定の定期確認による認定書の有効性確認申請について、審査の結果、〇年〇月〇日付け〇〇〇号（認定番号〇〇*）で発行したタイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定書の有効性が確認できたので、通知いたします。

*Declaration Numberを記載

参考）次回の定期確認のための「タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定書の定期確認による有効性確認申請書」又は、再認定手続のための「タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定申請書」の提出は、〇年〇月〇日～〇年〇月〇日（認定書の発行日から2年を経過した日の2か月前（閉庁日の場合は翌開庁日を記載））までの期間にお願いします。

別記様式13

番 号
〇年〇月〇日

申請者 殿

北海道農政事務所長
〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設の定期確認に基づく認定の一時停止について

〇年〇月〇日〇〇において申請のあったタイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定の定期確認による認定書の有効性確認申請について、審査の結果、〇年〇月〇日付け〇〇〇号（認定番号〇〇*）で発行したタイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定書の有効性が確認できなかったため、下記の期間、認定を一時停止します。

なお、下記の期間内に定期確認による認定書の有効性確認申請が再度行われない場合においては、下記の期間の最終日の翌日をもって、認定は取り消されるものとします。

記

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

*Declaration Numberを記載

別記様式14

番 号
○年○月○日

施設管理者 殿

北海道農政事務所長
○○農政局長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定の一時停止について

○年○月○日付け○○○号（証明番号○○*）で発行したタイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る認定書について、定期監査による認定書の有効性確認申請が期限までになかったため、下記の期間、認定を一時停止します。

なお、下記の期間内に定期監査による認定書の有効性確認申請が行われない場合においては、下記の期間の最終日の翌日をもって、認定は取り消されるものとします。

記

○年○月○日～○年○月○日

*Declaration Numberを記載

**CERTIFICATION OF COMPLIANCE
WITH THE CRITERIA OF EXPORTING
FRESH FRUITS AND VEGETABLES TO THAILAND**

Declaration Number _____

Details of the sorting and packing facility

1. Name of the Facility:
2. Address:
3. Name(s) of commodity(-ies):

The undersigned competent official certifies that this facility as above has been audited by (organization name) and complies with the required level prescribed by the Notification of the Ministry of Public Health of Thailand Number 386, B.E. 2560 (2017) for the production process, equipment and utensils for production and storage.

Date of Auditing:

Date of Issue:

Date of Expiry: (three years after the date of issue)

Name of Certifying Official and Title:

Official seal (Stamp) of organization:

I certify that this is a true and correct copy of the original certification.

month date, year

Name of Certifying Official and Title:

Stamp

Date of Expiry:

別記様式16

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定情報（公表様式）

登録主体：（農林水産省、都道府県、登録認定機関のいずれかを記入）
施設数：〇件（〇年〇月〇日現在）

通 し 番 号	発行年月日/ 認定番号 (Declaration Number)	施設名	所在県	品目名	有効期限（※）

※認定の取消し、廃止又は一時停止がある場合は、その日又は期間を記載すること。

別記様式17

番 号
○年○月○日

輸出・国際局長 殿

北海道農政事務所長
○○農政局長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

令和○年度地方農政局等によるタイ向け輸出青果物の選別及び梱包
施設に係る認定状況等について

令和○年度地方農政局等によるタイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係
る認定状況等を別添のとおりとりまとめたので報告します。

別添（報告様式）

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定状況等

通 し 番 号	発行年月 日/ 認定番 号 (Decla ration Numb er)	施設名	所在地	品目名	次回定 期確認 期間	定期確 認によ る有効 性確認 申請記 録	監査会社	認定 書の 有効 期限	原本証 明発行 年月日	その他 (認定の取消し日、廃止 日、一時停止期間及び認 定書記載事項変更記録等 。該当がある場合のみ記 入。)

※前回の報告時から変更・追記が生じた箇所は赤字にて記載すること（初回の報告時においても赤字にて記載すること）。

別記様式18

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設認定に係る台帳

通 し 番 号	発行年月 日/ 認定番 号 (Decla ration Numb er)	施設名	所在地	品目名	次回定 期確認 期間	定期確 認によ る有効 性確認 申請記 録	監査会社	認定 書の 有効 期限	原本証 明発行 年月日	その他 (認定の取消し日、廃止 日、一時停止期間及び認 定書記載事項変更記録等 。該当がある場合のみ記 入。)

別記様式19

番 号
○年○月○日

輸出・国際局長 殿

北海道農政事務所長
○○農政局長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

令和○年度都道府県によるタイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設
に係る認定状況等について

令和○年度都道府県によるタイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定状況等（○月分）を別添のとおりとりまとめたので報告します。

別添（報告様式）

都道府県によるタイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定状況等

通 し 番 号	発行年月日/ 認定番号	施設名	所在県	品目名	認定の有効期限	取消し日（該当ある場合）

※前回の報告時から変更・追記が生じた箇所は赤字にて記載すること（初回の報告時においても赤字にて記載すること）。

**CERTIFICATION OF COMPLIANCE
WITH THE CRITERIA OF EXPORTING
FRESH FRUITS AND VEGETABLES TO THAILAND**

Details of the sorting and packing facility

1. Name of the Facility:
2. Address:
3. Name(s) of commodity(-ies):
4. Facility Number:

Same as the packinghouse code (PHC) for the phytosanitary regulations if any
In the case of not having PHC, ex: Mushroom-TK-0001

Based on the Administrative Circular “Consideration for Prefecture’s Certification for Facilities which Perform Sorting and Packing of Fruits and Vegetables for Export to Thailand2” issued on June 18, 2019 by Counsellor, Export Promotion Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry, and Fisheries, the Government of Japan the undersigned certifying official certifies that this facility as above has been audited by (organization name) and complies with the required level prescribed by the Notification of the Ministry of Public Health of Thailand Number 386, B.E. 2560 (2017) for the production process, equipment and utensils for production and storage.

Date of Auditing:

Date of Issue:

Date of Expiry: (three years after the date of issue)

Name of Certifying Official and Title:

Signature **OR**

Official seal (Stamp) of organization:

Examples of Executive High Officials

- Director of the Agriculture Department, XX Prefectural Office
- President of the Center for the Dissemination of Improved Agriculture Methods, XX

別記様式21

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定情報
(報告様式)

通し番号	発行年月日/ 認定番号	施設名	所在県	品目名	認定の有効期限	取消し日（該当ある場合）

別記様式22

都道府県名及び認定書署名者（タイ王国向け青果物の選別及び梱包施設に係る認定書の発行にあたっての署名者）

List of Certification Body (Prefectural Government) and title of Certifying Official

管轄農政局・農政事務所・沖縄総合事務局	都道府県名(英文) Name of Prefectural Government	役職名(英文) Title of Certifying Official	役職名(日本語)
記載例：〇〇農政局 記載例：〇〇農政局	記載例：〇〇 Prefectural Government 記載例：〇〇 Prefectural Government	記載例：Director for 〇〇 Division, 〇〇Department, 〇〇Prefectural Government 記載例：Director for △△ Division, △△Department, 〇〇Prefectural Government	記載例：〇〇県 〇〇部 〇〇課長 記載例：〇〇県 △△部 △△課長

新
旧

別記様式23

年 月 日

登録認定機関名

代表者名

申請者住所

氏名

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る施設認定申請書

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設として認定を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 施設の名称及び所在地
2. 施設の責任者
3. 認定希望品目
4. 添付書類
 - ① 施設の構造・設備に関する資料
 - ② タイ王国向け輸出の輸出計画
 - ③ 実施している選別及び梱包作業内容に関する資料